

栄町ごみ減量化推進計画



栄 町

平成25年9月

目 次

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・	1
	(2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・	2
	(3) 計画期間・・・・・・・・・・	2
	(4) 計画の作り方・・・・・・・・・・	4
	(5) 国及び千葉県におけるごみ減量化施策との関係・・・・・・・・	5
	(6) 印西地区環境整備事業組合のごみ処理基本計画と本計画との関係	7
2	ごみ処理の現状・・・・・・・・・・	8
	(1) ごみ収集運搬・処理の状況・・・・・・・・	8
	(2) ごみ排出量の推移・・・・・・・・	17
	(3) 中間処理・最終処分の状況・・・・・・・・	24
	(4) ごみ減量化施策の現況・・・・・・・・	26
3	ごみ減量化に当たっての課題・・・・・・・・	31
	(1) 家庭系ごみについて・・・・・・・・	31
	(2) 事業系ごみについて・・・・・・・・	34
	(3) 全体的取り組みについて・・・・・・・・	35
4	ごみ減量化施策と目標設定・・・・・・・・	36
	(1) ごみ減量化推進計画策定に対する基本的な考え方・・・・・・・・	36
	(2) 目標設定に当たっての考え方・・・・・・・・	37
	(3) 家庭系ごみの減量化目標と施策展開・・・・・・・・	38
	(4) 事業系ごみの減量化目標と施策展開・・・・・・・・	45
	(5) 家庭ごみ減量化に必要な財政負担額と効果による財政軽減額	48
	(6) 今後の実施スケジュール・・・・・・・・	52
	《参考》ごみ減量推進計画策定に当たって参考にした資料	53

栄町ごみ減量化推進計画

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

栄町においては、平成23年度に第4次総合計画を策定しました。基本構想では、「誇りと愛着の持てるまち」をまちづくりの基本理念に据え、町民と行政とが知恵と力を出し合いともに協力することにより将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の実現を目指すことにしています。そして、この計画の実現のために「**ごみ減量化の推進**」は大変重要な施策と考えられます。

ごみ減量化について、従来から、町民の方々の御協力の下、ごみ収集・処理の有料化など、積極的に取り組んできたところです。

しかし、近年、町民の高齢化（昼間人口比率の増加）や、人口減少の中での世帯増などの要因もあると思われますが、一人当たりごみ排出量は減少していない状況であり、頭打ちの状況が続いていると言えます。

そのような中、印西地区環境整備事業組合（以下「**事業組合**」という）では、平成25年度に印西地区ごみ処理基本計画を改定することとしています。

そして、栄町においては、従来から、独自のごみの減量化計画はなく、「**事業組合**」の計画に沿って、ごみの減量化に取り組んできました。

しかし、ごみの排出は、各地域の生活様式（例えば戸建てと集合住宅の

割合)の違いなど、地域の特性に左右されること、さらに、ごみ減量化については、栄町の大きな行政課題であることから、栄町としての「**ごみの減量化計画**」を策定することとしました。

そして、この計画を推進・実現することで、ごみ処理に係る町の財政負担の軽減が少しでも図れること、さらには、地球や地域の環境負荷の低減と、ごみ減量化を通じての協働のまちづくりの推進が図れることを期待しているところです。

(2) 計画の位置付け

この計画における町のごみ減量化施策は、当然ながら、「**栄町第4次総合計画**」の基本計画における「**資源循環型社会を目指し、環境負荷の低減を推進します。**」の施策に反映させていきます。

なお、この計画は、「**事業組合**」で検討が進んでいる次期中間処理施設の規模などとともに、現在そして将来の栄町のごみ処理に係る財政負担の軽減にも影響を及ぼすことになると考えています。

そして、千葉県廃棄物処理計画(平成23年策定)や「**事業組合**」の「**ごみ処理基本計画**」との整合性を保ちつつ策定しました。

(3) 計画期間

具体的事業の実施とその評価を行うこととし、計画期間は「**平成35年度**」として策定します。また、ごみ処理に係る人口などの指標は、参考と

して40年度についても示すこととしました。

なお、計画の位置付けでも述べているように、「減量化計画」は、栄町の財政負担の軽減とも、大きく関係していることから、人口などの指標は、最少レベルに近い確実な数字として、将来、過大な財政負担とならないよう留意して推計しました。

しかし、万が一、将来推計人口などが、計画数値を上回った場合は、さらなる一人当たりのごみ減量化施策の展開などにより、安定的なごみ処理が図れるよう対応します。

表－１ 本計画における栄町の人口推移及び推計

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 35 年	平成 40 年
人 口	23,512	23,150	22,820	22,483	22,278	21,206	18,193	16,408

* 平成 21 年から平成 25 年までは、栄町住民基本台帳（4 月 1 日現在）の実績

* 平成 26 年からは 10 月 1 日での推計値

《人口推計の説明》

町の将来人口を推計する場合に活用が考えられる推計データとして、「町総合計画推計人口（平成 30 年まで自然推移した場合の人口）」・「町総合計画目標人口（平成 30 年目標）」及び「人口問題研究所推計人口（平成 72 年（2060 年）まで推計）」があります。

この「ごみ減量化推進計画」は、将来のごみ処理量の推計数値が過大とならないよう、将来推計人口においても一番少ない数字となる「総合計画」の推計人口を活用することとしました。なお、この推計人口は「町総合計画」推計人口（30 年まで推計）から平成 35 年及び 40 年を推計して算出してあります。

＜推計データの比較＞ （各年 10 月 1 日現在、単位：人）

推計データ名	実績期間		推計期間		
	平成 23 年	平成 24 年	平成 30 年	平成 35 年	平成 40 年
①総合計画推計	22,235	21,894	19,874	18,193	16,408
②総合計画目標	22,560	22,540	23,000	—	—
③人口問題研究所推計	22,285	21,990	20,327	18,974	17,510

(4) 計画の作り方

本計画は、ごみ減量化について、住民の方々からアイデアを募集し、これらを参考に、町が素案を策定し、その後、住民の方々の意見を再度聞いて、計画を策定しました。

その過程においては、当然のことながら、町議会議員、廃棄物減量等推進審議会の意見も聞きました。

さらに、事業系のごみ減量化のためにも、事業者の方々からも、意見を聞きました。さらに、町役場もごみを多く排出していますので、町役場としての「ごみ減量化施策」を検討しました。

そのため、具体的には、町のごみ処理の現状を説明する会を実施するとともに、ホームページや町広報での意見の募集も行いました。

なお、ごみ処理は、地域の実情を反映するものなので、他市町村の例は参考までとし、また、計画策定委託はせずに、町職員自前で策定しました。

表－２ 栄町ごみ減量化計画策定スケジュール	
 スケジュール	・ 栄町のごみ処理の現況を話す会
	・ アイディア等意見募集（住民・町議会議員・廃棄物減量等推進員・事業者等から広く募集）
	・ 計画素案の作成（６月中旬）
	・ 廃棄物減量等推進審議会の意見
	・ 計画原案の調整
	・ 原案に対する意見募集（パブリックコメント、町議会議員、廃棄物減量等推進員、事業者等から広く募集 ８月末）
	・ 廃棄物減量等推進審議会の意見
	・ 議会説明
	・ 計画策定（９月末）
	・ ２６年度予算に向け、実施施策の調整
	・ 「事業組合」の計画との調整（必要があれば修正）

(5) 国及び千葉県におけるごみ減量化施策との関係

ア 国においては、第2次循環型社会形成推進基本計画（2008年策定）が定められており、そのポイントとしては、表-3のとおりです。

また、2025年頃までの中長期的イメージと2015年度を目標年度に一人一日当たり20%削減の数値目標の設定や、マイバック持参率などの指標も導入されています。

さらに、例えば、国民はマイ箸、マイバックの利用などライフスタイルの変革を、地方公共団体は、地域の循環型社会形成推進の中核として、関係主体の連携・協力の推進といった役割を期待されています。

表-3

第2次循環型社会形成推進基本計画

① 環境の保全を前提とした循環型社会の形成
② 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取り組みの統合
③ 地域再生にも寄与する「地球循環圏」の構築
④ 数値目標の拡充に加え補助指標やモニタリング指標を導入
⑤ 各主体が連携・協働した、3Rの取り組み
⑥ 3Rの技術とシステムの高度化
⑦ 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

イ 千葉県においては、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5ヶ年計画として、第8次千葉県廃棄物処理計画を策定しています。その中で、例えば、平成27年度目標として一人一日当たり960g（4年間で約2%減少）以下（平成23年度976g）、再生利用率30%以上（平成23年度24%）年間最終処分量13万トン以下としています。

なお、県内の最近の一人1日当たりのごみ量は、減少傾向にありますが、

再資源化率は、なかなか増加しない状況が見受けられます。

展開する施策としては、表－４のとおりです。

具体的な活動としては、例えば、ちばレジ袋削減エコスタイル、ちば食べきりエコスタイル、３Ｒ[リデュース、リユース、リサイクル]の推進月間等の取り組みを進めています。

表－４

第８次千葉県廃棄物処理計画

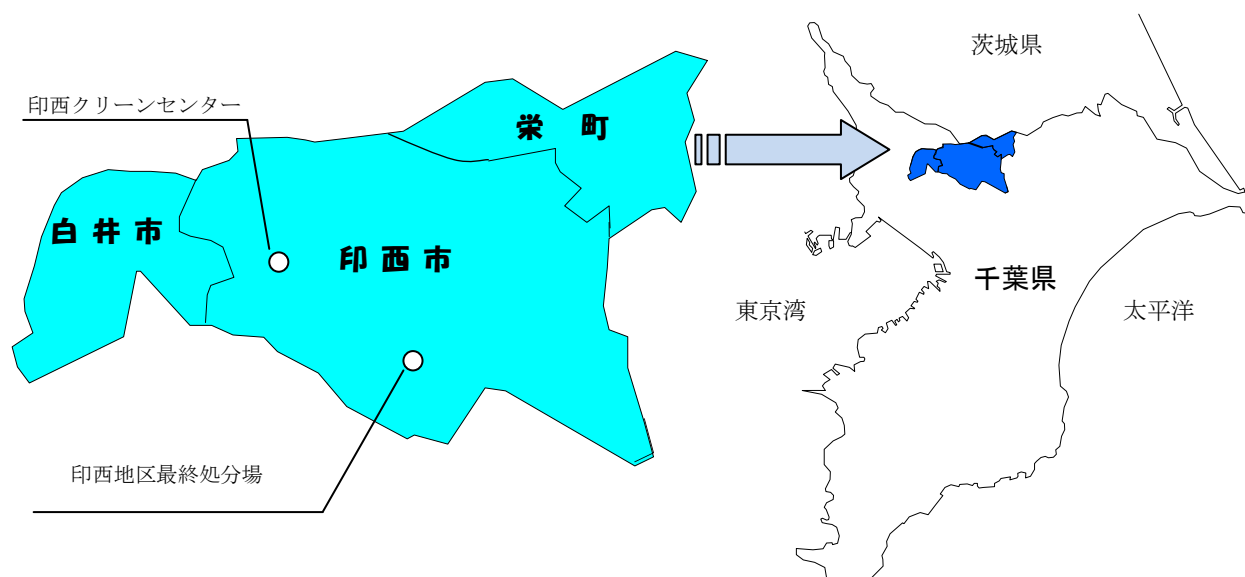
①	資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進
②	資源循環の基盤となる産業づくり
③	廃棄物の不法投棄、不適正処理の根絶
④	持続可能な資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくり

ウ 栄町においては、これら国や県の減量化計画や減量化施策と相まって当然のことながら、マイ箸やエコバックの利用、食べきりエコスタイル等のごみの抑制、一度使われた製品の再利用、不用品や廃棄物の再利用などを町民に呼びかけ、実践してもらうことに力を注ぎます。そのうえで、より具体的にどのようなことができるのかを考え、国や県のごみの減量化の考え方を踏まえたうえで、施策例として提示し、具体的なごみの減量につなげていければと考えて本計画を策定しています。

(6) 印西地区環境整備事業組合の「ごみ処理基本計画」と「本計画」
との関係

従来は、「事業組合」の「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの減量化の目標を勘案し、施策を展開してきました。今後は、「本計画」に基づき町の減量化施策を展開していきますが、「事業組合」の計画とも整合性を図ることとしています。

なお、「事業組合」として取り組むべき事項は、「事業組合」の「ごみ処理基本計画」の中で明示されますので、組合の一員として当該事項を参考に本計画を調整していきます。



2 ごみ処理の現状

(1) ごみ収集運搬・処理の状況

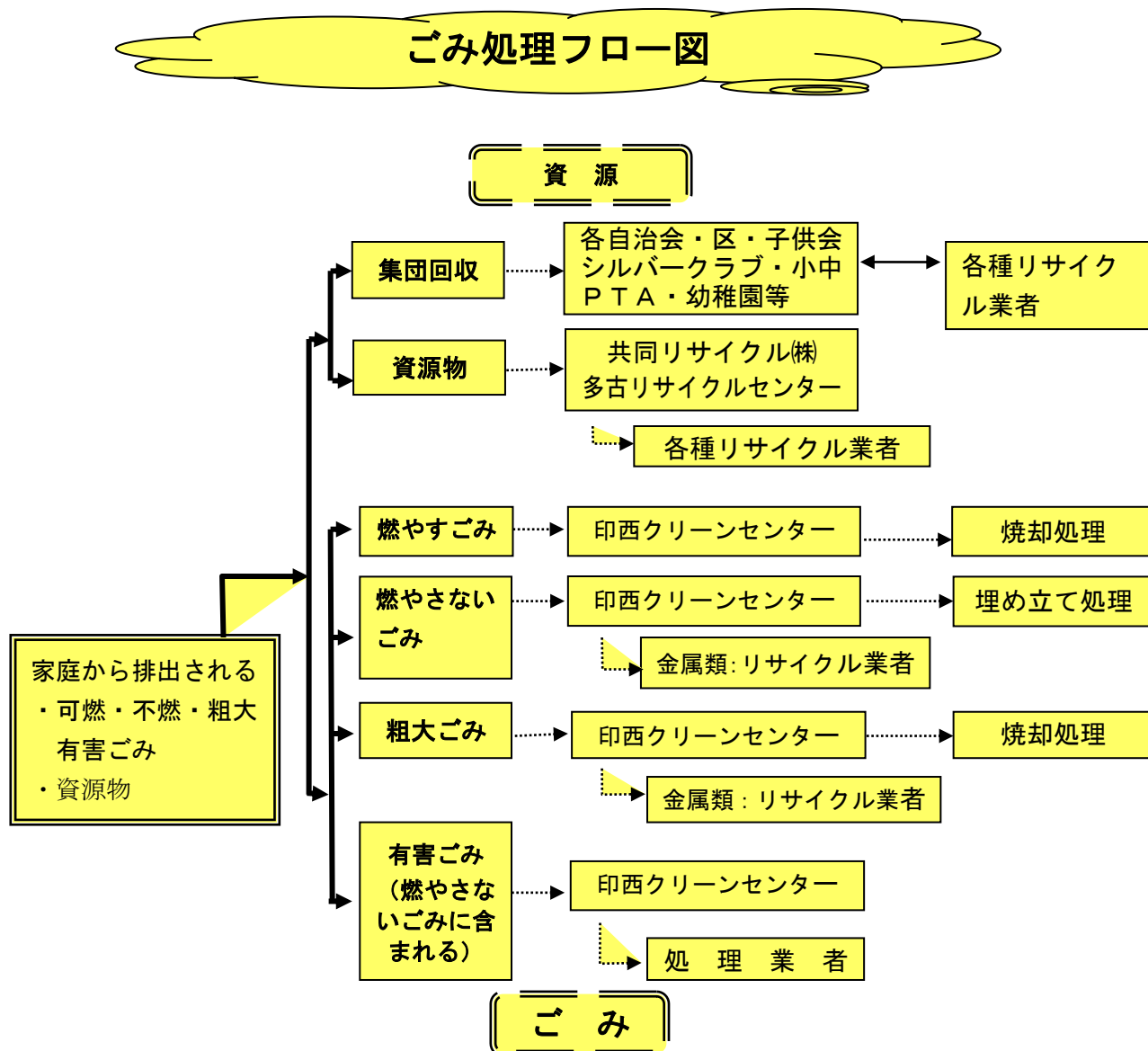
ア ごみ収集運搬・処理の流れと概況

ごみ収集については、家庭系ごみについては、図－1（9ページ）のとおりとなっており、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは印西クリーンセンターに運ばれ処理されており、最終処分は主に印西地区一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分されています。また、資源ごみについては、地域の資源回収という方法とごみの分別収集としての資源物収集があります。

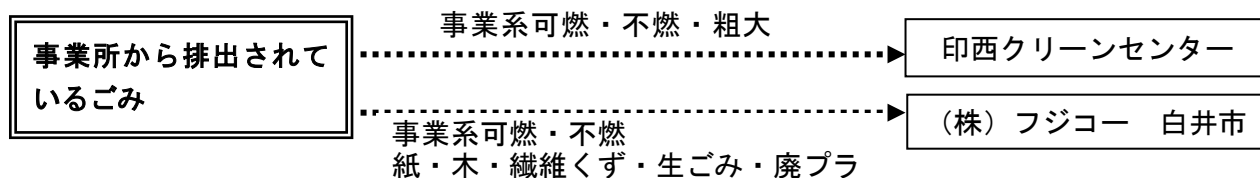
一方、事業所系ごみについては、図－2（9ページ）のとおりとなっています。



図－１



図－２



イ 栄町分別収集基準

栄町のごみの分別収集基準については、栄町が単独で、策定した「栄町一般廃棄物処理基本計画（平成11年3月策定）」で示された「栄町のごみ分別体系及び排出方法」を分別収集基準としていましたが、「事業組合」において、総合的に「ごみ処理基本計画（平成17年3月策定）」が策定され、本計画で示す「印西クリーンセンター受け入れ基準」を準用しています。

なお、この受け入れ基準は次の表－5のとおりとなっており、周知については、「栄町ごみの分別ルールブック（平成19年3月改訂）」の各戸配布・行政回覧・広報さかえ及び町ホームページで周知し、各家庭のご協力を得られるよう努めています。

表－5 印西クリーンセンター受け入れ基準

		ごみ種別	ごみの大きさと分別時の注意点
焼却処理施設	燃やすごみ	・ちゅう芥類（料理くず、残飯、野菜くず、卵殻、貝殻等） ・紙類（ちり紙、紙くず等） ・布類（古着、ボロきれ等） ・草、木（雑草、庭木の枝、落葉、枝切れ等） ・プラスチック類（カセットテープ、ビデオテープ、食品ラップ等） ・皮、ゴム類（革靴、運動靴、ゴム長靴、ゴム手袋等） ・その他、燃やせるもの（燃えるもの）	1. ごみの大きさ ①各市町が指定したごみ袋（家庭系ごみ）に入るもの。 ②各市町が指定したごみ袋と同等の大きさの袋（事業系ごみ）に入るもの。 ③木くず類（枝木、木材）及び竹は、長さ45cm・太さ3cm程度以内のもの。 ④板切れは、縦30cm×横30cm・厚さ3cm程度以内のもの。 2. 分別の注意点 ①木くず類と竹は、幹と枝葉を切り離す。 ②生枝、生木は十分に乾燥させる。
粗大ごみ処理施設	燃やさないごみ	・陶磁器類（茶わん、皿、植木鉢等） ・ガラス類（板ガラス、コップ、化粧品の瓶、油瓶、電球等） ・金属類（スプレー缶、カセットガス缶、油缶、なべ、やかん、刃物等） ・小型家庭製品類（ヒゲソリ、ドライヤー、目覚し時計等） ・針金 ・ 電気コード ・その他、燃やせないもの（燃えないもの）	1. ごみの大きさ ①各市町が指定したごみ袋（家庭系ごみ・20）に入るもの。 ②各市町が指定したごみ袋（20）と同等の大きさの袋（事業系ごみ）に入るもの。 2. 分別の注意点 ①中身が容易に判別できる袋を使用する。 ②スプレー缶は、必ずガス抜き（穴あけ）をする。 ③鋭利なものは、紙等で包み危険表示をする。

	粗大ごみ	・木製家具類（机、椅子、タンス、鏡台、ベッド 枠、整理棚等） ・家庭電機製品類（掃除機、扇風機、炊飯器、ビデオ、ラジカセ、ステレオ、トースター等） ・建具類（障子、襖、網戸、畳、じゅうたん、カーペット等） ・寝具類（ふとん、毛布、マットレス等） ・自転車・三輪車・一輪車 ・石油ストーブ・ガスストーブ・ガステーブル・ガスレンジ等 ・スチール製家具・木材（生木は除く）	1. ごみの大きさ ①各市町が指定したごみ袋〔可燃ごみ用・不燃ごみ用（20）〕に入らない大きさのもので、縦 180cm×横 90cm×奥行 90cm 程度以内のもの。 ②木くず類（枝木、木材）は、長さ 180cm・太さ 10cm 程度以内のもの。 ③寝具類・畳・じゅうたん等は、長さ 80cm 程度以内 2. 分別の注意点 ①石油ストーブ等の燃料を使用するものは、中の燃料を抜いてから出す。 ②点火装置等の乾電池は取り除く。 ③倉庫等は、上記の基準以内に分解する。
	有害ごみ	・乾電池 ・蛍光灯 ・水銀入り体温計	2. 分別の注意点 ①他のごみとは混ぜずに、所定の場所に搬入する。 （小型二次電池、ボタン型電池は販売店の回収ボックスへ）
受入れできないごみとは、表の受入れできるごみの分別が不十分なごみ及び以下のごみ。			
（1）処理できないごみ ・事業活動によって排出される下記に示す産業廃棄物。 ①廃プラスチック類（発泡スチロール、ポリフィルム、塩化ビニールシート、農業用ビニール、塩ビパイプ、ポリ容器、プラスチック成形物等） ②金属くず（業務用金属缶、金属製品具、金属製機械、農機具、金属製家具、金属を含む不用品等） ③ガラス及び陶磁器くず（業務用瓶、事業所の蛍光管、ガラスを含む不用品、瓦、土器・陶器、磁器くず） ④がれき類（石膏ボード、コンクリートの破片等の建設廃材） ⑤ゴムくず、⑥汚泥、⑦燃え殻、⑧廃油、⑨廃酸、⑩廃アルカリ、⑪鉱さい、⑫ばいじん、⑬家畜のふん尿、⑭家畜の死骸、⑮動植物性残さ、⑯動物系不要固形物、⑰産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの。 ・廃棄物関係法令等により指定されているもの。 ①冷蔵庫（冷凍庫）、②テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、③洗濯機、④エアコン（室外機含）、⑤パソコン（ノート型 ディスクトップ型、ブラウン管式、液晶式ディスプレイ）、⑥衣類乾燥機 ※①から⑥までの電化製品は分解したものを含む。 ⑦スプリング入りマットレス、⑧タイヤ、⑨注射器 ⑩小型二次電池（充電して繰り返し使える電池）、⑪オートバイ（※）等。 ※オートバイは、メーカーによる自主回収システムによる。 ・爆発及び発火の恐れがあるもの ①発炎筒、②火薬類、③導火線・花火・マッチ（水に十分浸してないもの）、④石油類、⑤薬品（農業、科学、医療用等）、⑥シンナー、⑦塗料等 ・破砕機で処理できないもの ①太陽熱温水器、②受水槽、③浴槽、④大型流し台、⑤大型機械製品、⑥自動車部品、⑦耐火金庫、⑧ワイヤー類、⑨ブロック、⑩レンガ、⑪消火器、⑫ガスボンベ、⑬バッテリー等 （2）資源物 各市町で収集対象物や方法について定められているもの。			
■災害ごみは、処理可能な範囲で管理者が定めるものについて期間を定め受け入れることができるが一般廃棄物を優先し搬入を制限することがある。			

ウ 収集体制と収集場所など

家庭ごみについて、図－３（１３ページ）のとおりとなっており、事業系ごみについても図－４（１３ページ）で示しているとおりです。

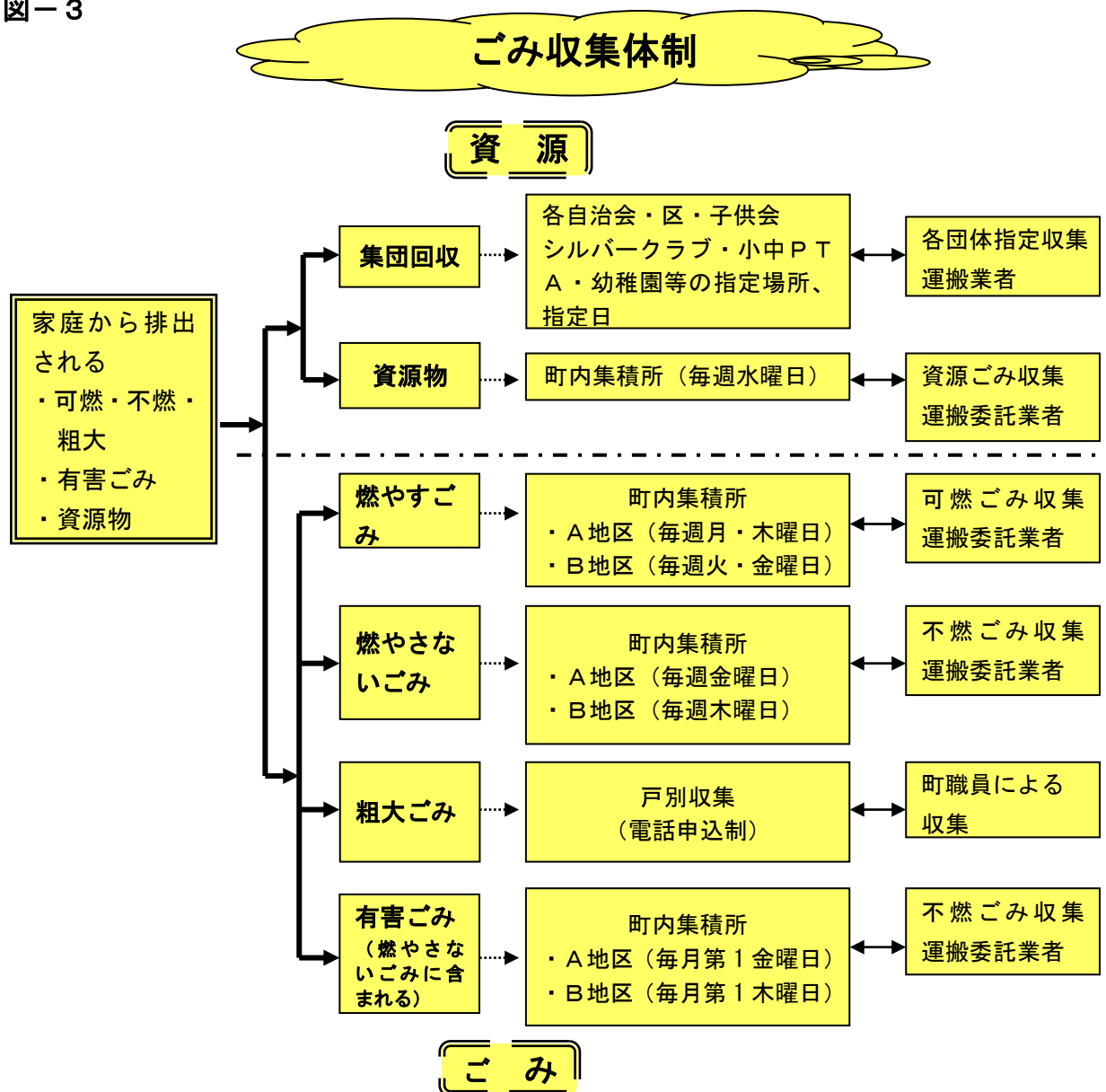
また、資源物については、各自治会・区・子供会などが回収を行っています。その概要は、図－５（１４ページ）のとおりとなっています。

なお、収集場所は、各地域の集会所・公園及び地域で定めた空き地を利用するなど地域によって様々です。また、町の集積所を町のごみ回収が行われない日を利用し、集団回収を行っている地域もあり、地域によって回収方法が異なります。

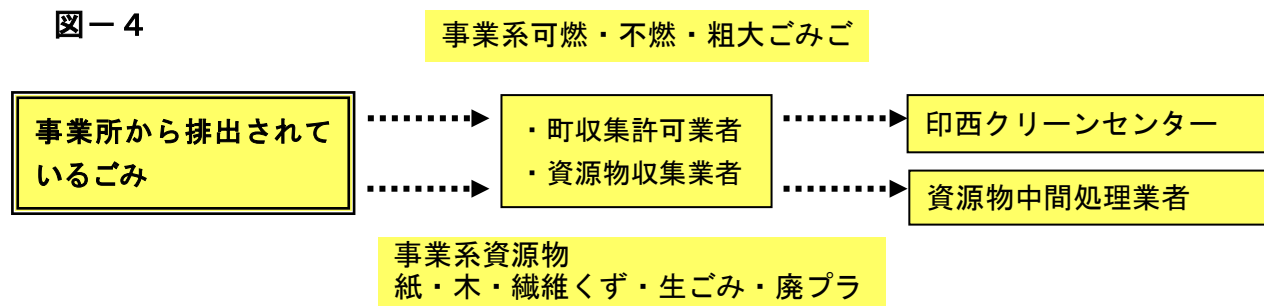
一方、事業系ごみの収集は、図－４のとおりとなっています。町では、事業所からのごみが、家庭系ごみとして排出されないよう注意や協力を呼びかけています。



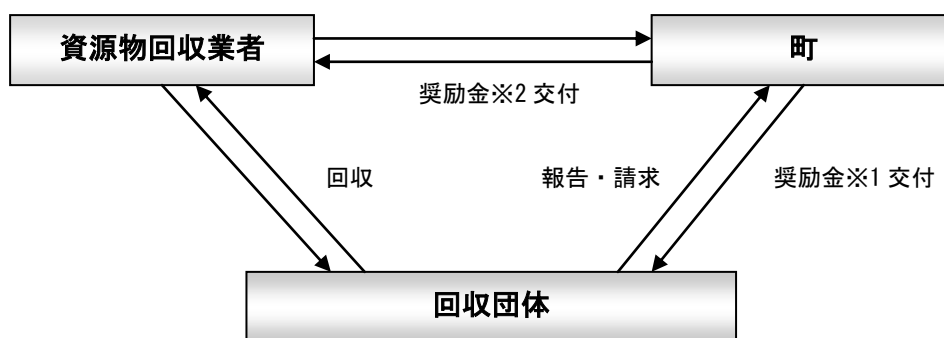
図－3



図－4



図－５



※１ 団体奨励金 回収量 1 kg につき 3 円/kg (平成 24 年度)

※２ 業者奨励金 回収量 1 kg につき 4 円/kg (平成 24 年度)

エ 収集運搬処理費用や有価物の売却収入など

厳しい町財政の中、ごみ処理に係る費用を節減し、また、有価物の売却収入を増やし、ごみ処理の財政負担の軽減を図っていますが、いくつかの課題もあるところです。

(ア) 収集運搬費用や有価物の売却収入について

家庭系ごみの収集運搬委託料ですが過去 5 年間の推移は表－ 6 (15 ページ) のとおりとなっています。

次に、資源ごみの中間処理費・保管料の推移も表－ 6 のとおりとなっています。なお、資源ごみの売却益は表－ 6 のとおりとなっており、さらに資源集団回収の量やこれに対する奨励金の推移は表－ 7 (15 ページ) のとおりとなっています。また、粗大ごみに係る収集運搬費用は表－ 6 のとおりとなっていますが、有害ごみに関する収集運搬費用は不燃ごみに含まれています。

なお、事業系のごみについては、各事業者のほとんどが、収集運搬業

者を通して、印西クリーンセンターで処理していますが、その処理単価は1kg当たり25円となっています。

表－６ 家庭系ごみの収集費に係る経費 (単位：千円)					
収集費等の種別	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
可燃ごみ（収集運搬費）	38,231	38,231	38,231	38,231	38,231
不燃ごみ（収集運搬費）	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
粗大ごみ（収集運搬費）	898	861	321	244	1,217
資源物（収集運搬費）	12,897	12,897	12,897	12,897	12,897
資源中間処理費	9,141	9,112	8,163	7,877	8,141
資源保管料	629	590	539	506	531
収集費小計 A	66,476	66,371	64,831	64,435	65,697
資源売却益 B	1,695	1,006	1,325	1,217	942
合 計（A－B）	64,781	65,365	63,506	63,218	64,755

* 可燃・不燃及び資源物収集運搬費については、3年毎の長期継続契約のため同額。

* 粗大ごみの収集経費については、回収車等の必要経費。（平成24年度は、収集の一部の外部委託経費を含む。）

* 資源物中間処理費及び保管料は処理量による単価契約。

* 資源売却益は、資源物の売却経費で町の収入。

表－７ 資源物集団回収量及び奨励金等の推移					
回収品目等	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
紙類（t/年）	1,016.96	912.85	811.16	792.17	781.36
布類（t/年）	68.92	59.78	53.38	55.44	60.16
ビン類（t/年）	128.03	126.10	8.82	—	—
アルミ缶（t/年）	0.17	0.36	0.20	1.33	1.01
鉄類（t/年）	69.02	69.06	62.05	59.89	59.34
回収量合計（t/年）	1,283.10	1,168.15	935.61	908.83	901.87
団体数	35	35	34	34	32
資源回収奨励金（円）	11,547,864	7,008,924	5,910,465	6,361,824	6,313,083
（内訳）団体への奨励金	6,415,480	3,504,462	2,806,821	2,726,496	2,705,607
（内訳）回収業者への奨励金	5,132,384	3,504,462	3,103,644	3,635,328	3,607,476

* 平成19年度 団体5円/kg・業者4円/kg

* 平成21年度 上期：団体3円/kg・業者3円/kg 下期：団体3円/kg・業者4円/kg

* ビン類は22年度廃止

(イ) 印西クリーンセンターにおけるごみ処理経費について

全体の処理経費は、「事業組合」への負担金で支出をしています。その負担金額については、項目別に表－８のとおりとなっており、建設費などの元利償還金の一部が普通交付税算入されたり、開発事業者からの負担金が支払われています。

表－８ 印西地区環境整備事業組合負担金 (単位：千円)					
負担金内訳	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①共通経費	13,202	18,287	20,016	29,717	26,352
②衛生費	103,534 (91,985)	105,453 (94,328)	106,776 (106,776)	133,249 (124,836)	113,752 (113,752)
③最終処分場費	19,203 (9,589)	18,402 (6,935)	7,065 (6,213)	11,034 (10,181)	15,410 (14,557)
④元利償還金	102,548	101,442	102,808	84,875	66,968
⑤予 備 費	0	0	0	0	726
合 計	238,487 (101,574)	243,584 (101,263)	236,665 (112,989)	258,875 (135,017)	223,208 (128,309)
⑥余熱利用施設費	6,250	5,544	11,538	11,002	11,195
総 合 計	244,737 (101,574)	249,128 (101,263)	248,203 (112,989)	269,877 (135,017)	234,403 (128,309)

①共通経費 : 議会費、一般管理費、監査委員費に要する経費

②衛 生 費 : 印西クリーンセンターの管理運営に要する経費

③最終処分場費 : 印西地区一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費及び印西地区一般廃棄物最終処分場の地元対策事業に要する経費

④元利償還金 : 最終処分場用地費・建設費、焼却炉増設費、老朽対策事業、白井清掃センター解体事業、温水センター建設費に関する元利償還金

* () 内は、ごみ量に応じて算出する経費。

《参考》 ④元利償還金の内訳表 (単位：千円)					
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①元利償還金①	102,548	101,442	102,808	84,875	66,968
②交付税算入額②	40,661	39,503	38,516	37,331	28,799
③開発事業者負担金③	44,052	42,159	40,617	28,771	21,614
市町村差引負担金 ④＝①－②－③	17,835	19,780	23,675	18,773	16,555

②交付税算入額については、公害防止事業債、財源対策債及び清掃費から算出。

③開発事業者負担金については、負担協定により交付税算入額を控除した額の 80%、但し、焼却炉増設費については、63.1%負担。

(2) ごみ排出量の推移

過去10年間のごみ排出量の推移を項目ごとに示すこととしました。なお、データが無かったり、不確かだと思われる項目については、過去5年間のデータで示しています。

ア 総排出量の推移

総排出量は、表－9のとおりとなっており、家庭ごみの資源物収集や集団回収を含んでおります。また、排出原単位は、総量と同様に資源物収集や集団回収を含む、人口一人当たりの推移を示しています。

事業系ごみが、平成20年から平成21年にかけて約1,000t減少しています。これは、平成21年度に印西クリーンセンターのごみ処理手数料が21円/kgから250円/10kgに改訂されたことが影響していると考えられます。

表－9 栄町ごみ総排出量の推移

年度	家庭系		事業系		総排出量 (t)	年度末人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)
	排出量(t)	構成比(%)	排出量(t)	構成比(%)			
H 14	7,217.70	78.18	2,014.84	21.82	9,232.54	25,601	988
H 15	7,283.18	78.17	2,033.88	21.83	9,317.06	25,296	1,006
H 16	7,156.68	78.07	2,010.24	21.93	9,166.92	25,088	1,001
H 17	7,257.52	77.03	2,163.55	22.97	9,421.07	24,796	1,041
H 18	6,604.38	71.91	2,580.02	28.09	9,184.40	24,514	1,026
H 19	6,449.75	71.72	2,542.59	28.28	8,992.34	24,143	1,017
H 20	6,196.61	74.52	2,118.97	25.48	8,315.58	23,740	960
H 21	6,038.39	84.84	1,079.12	15.16	7,117.51	23,366	835
H 22	5,970.88	89.82	676.44	10.18	6,647.32	23,032	791
H 23	5,948.72	85.53	1,006.66	14.47	6,955.38	22,672	838

※ ごみ排出量は、家庭ごみ・事業系ごみの総量。

※ 家庭ごみは、資源物収集及び集団回収を含む。

※ 排出原単位は、総排出量をグラムに換算し、人口及び年間日数で除して算出。

(算出例) 平成23年度排出原単位 838 g/人・日 = $6955.38 \times 1,000,000 \div 22,672 \text{ 人} \div 366 \text{ (閏年)}$

イ 家庭系ごみ量の推移

家庭系ごみの排出量は次の表－１０（１９ページ）のとおりとなっており、資源物の集団回収は除いております。また、人口一人当たりのごみ量も示しています。

全体では、人口一人当たりのごみ量は、ここ数年おおむね、横ばいと言えます。

また、平成２３年度の１人１日当たり（資源物を除く）ごみの排出量は、印西市（５２８．１ｇ／人・日）や白井市（５０４．２ｇ／人・日）に比べて、一人当たりのごみ量は多くなっています。

なお、資源物の再資源化率（平成２３年度）は、栄町が２１．３％となっており県平均２４％に比べると下回っています。

（ア） 可燃ごみ

可燃ごみの排出量の推移は、表－１０の中で示してありますが、人口一人当たりのごみ量は最近むしろやや増加しています。

また、平成２３年度の１人１日当たりの可燃ごみの排出量は、４９９．４５ｇ／人・日で約５００ｇ、印西市（４７１．０ｇ／人・日）や白井市（４７２．２ｇ／人・日）に比べて、多いと言えます。

表－１０

栄町家庭ごみ排出量の推移

年度	人口 (人)	家庭ごみ排出量 (t/年)						排出原単位 (g/人・日)	
		可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	合 計		資源物 を除く
			人口一人当たり (g/人・日)						
H14	25,601	4,844.98	518.49	94.97	528.32	573.06	6,041.33	646.52	585.19
H15	25,296	4,905.45	529.84	78.79	539.89	495.50	6,019.63	650.18	596.67
H16	25,088	4,780.80	522.09	76.28	551.29	474.40	5,882.77	642.43	590.62
H17	24,796	4,812.08	531.69	105.70	572.68	484.84	5,975.30	660.21	606.64
H18	24,514	4,486.01	501.36	190.24	160.21	450.36	5,286.82	590.86	540.53
H19	24,143	4,363.40	493.80	207.40	157.13	438.72	5,166.65	584.70	535.06
H20	23,740	4,271.18	492.92	190.11	160.58	406.59	5,028.46	580.31	533.39
H21	23,366	4,198.68	492.31	234.02	197.02	473.06	5,102.78	598.31	542.85
H22	23,032	4,143.85	492.92	283.79	165.41	469.00	5,062.05	602.14	546.36
H23	22,672	4,144.42	499.45	260.48	179.20	462.75	5,046.85	608.20	552.44

※資源物は、集団回収を除く。

(イ) 不燃ごみ

不燃ごみの排出量の推移も、表－１０の中で示してありますが、H18年頃、そしてH21年頃と２段階にわたって、排出量が急増しています。これは、粗大ごみの収集方法の変更によるもので、これまで誤って粗大ごみとして排出されていたものが、不燃ごみに排出されたものと思われます。さらに、町民においても粗大ごみを解体するなどの努力により排出しやすくまた分別を進めようとしたことにより、不燃ごみが増加したと思われます。

(ウ) 粗大ごみ

粗大ごみの排出量の推移も表－１０の中で示してありますが、H17年からH18年にかけて、急激に減少しています。これは、平成17年

度まで、可燃ごみ等と同様、現在の各地域に設置されたごみ集積所からの回収方法であったものを、申込制に変え各家庭への戸別回収になったことが要因で減少したものと考えられます。

(エ) 資源物

資源物の排出量の推移も表－１１の中で示してありますが、Ｈ１４年やＨ１５年ごろに比べると、減少していると言えます。

また、資源物には、集団回収分は除いてありますが、集団回収を合わせても、減少しています。

表－１１ 資源物回収状況の推移 (単位：t/年)

年 度	資源物回収量	集団回収量	合 計
H 14	573.06	1,176.37	1,749.43
H 15	495.50	1,263.55	1,759.05
H 16	474.40	1,273.91	1,748.31
H 17	484.84	1,282.22	1,767.06
H 18	450.36	1,317.56	1,767.92
H 19	438.72	1,283.10	1,721.82
H 20	406.59	1,168.15	1,574.74
H 21	473.06	935.61	1,408.67
H 22	469.00	908.83	1,377.83
H 23	462.75	901.87	1,364.62

(オ) 集団回収による資源物

集団回収による資源物の推移は、表－１１のとおりとなっており、すでに述べているとおり、毎年減少していると言えます。

また、資源物の内訳の推移は表－１２（２１ページ）のとおりとなっており、平成２２年度からビンの集団回収については、売却益の減少や町の奨励金の減少により収集事業者による回収ができなくなったことからビ

ンの集団回収が中止されています。また、資源物の売却益の要であるスチール缶や新聞雑誌等の紙類の減少が特徴的となっています。

表－１２ 資源物の収集内訳の推移 (単位：kg)					
資源種別	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
ビン	128,035	126,100	8,820	—	—
スチール缶	69,015	69,060	62,050	59,885	59,340
アルミ缶	165	366	202	1,338	1,009
繊維類	68,923	59,775	53,380	55,440	60,165
紙類	1,016,958	912,853	811,155	792,169	781,355
計	1,283,096	1,168,154	935,607	908,832	901,869

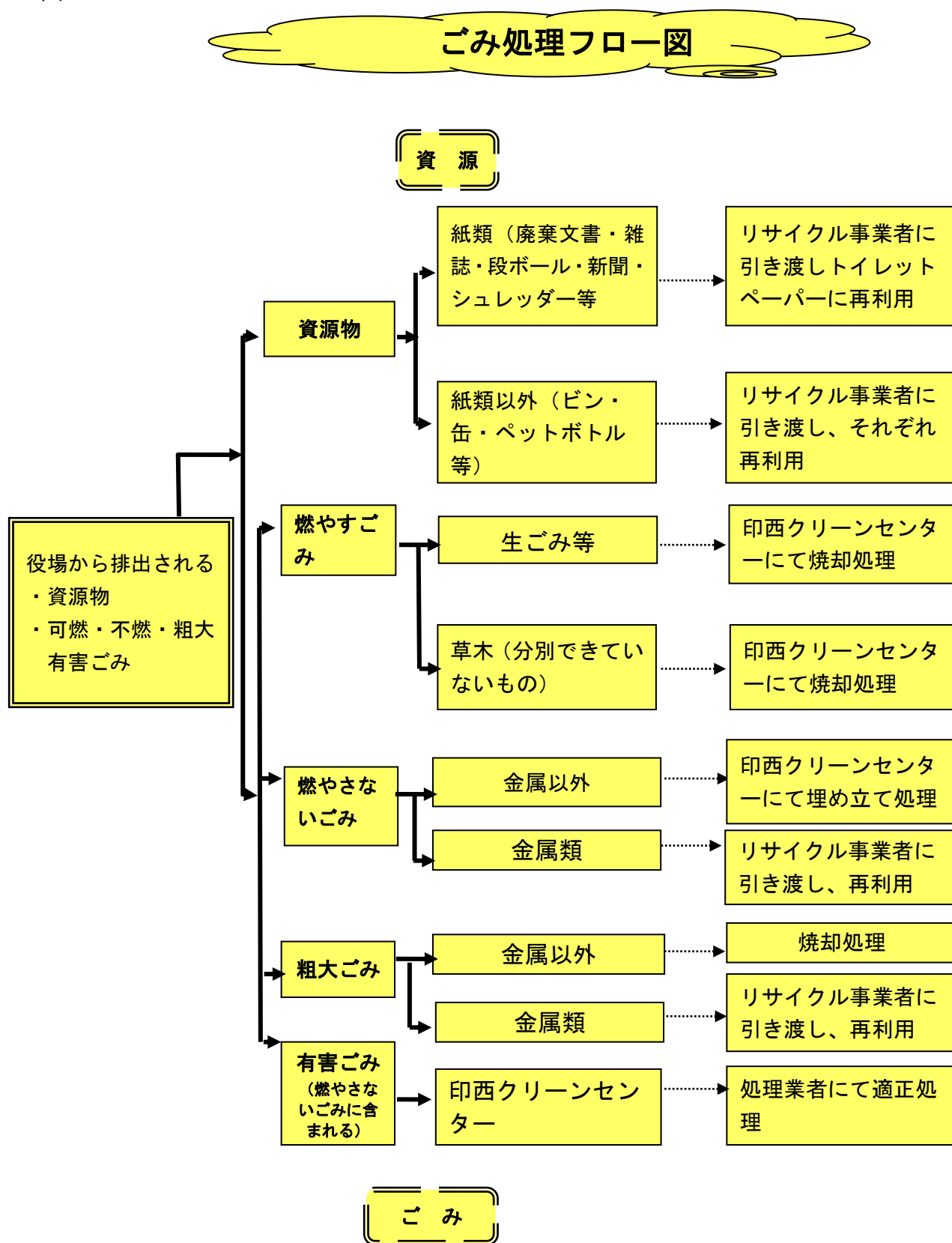
ウ 事業系ごみ量の推移

事業系については、平成２５年３月現在１２０の事業者の方々のごみが、事業系ごみとして収集処理されております。事業系ごみは表－１３のとおり、Ｈ２１年から減少しています。

なお、町行政としてのごみの排出の状況については、町役場(本庁舎)、小中学校、給食センター等は図－６（２２ページ）のとおりとなっており、その排出量の推移は表－１４（２３ページ）のとおりとなっています。

表－１３ 栄町事業系ごみ量の推移						
年度	人口 (人)	事業ごみ排出量(t/年) ※				排出原単位 (g/人・日)
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計	
H 14	25,601	1,946.34	33.88	34.62	2,014.84	215.62
H 15	25,296	1,985.41	22.51	25.96	2,033.88	219.68
H 16	25,088	1,956.77	24.66	28.81	2,010.24	219.52
H 17	24,796	2,123.23	10.91	29.41	2,163.55	239.05
H 18	24,514	2,551.41	9.79	18.82	2,580.02	288.34
H 19	24,143	2,517.64	8.29	16.66	2,542.59	287.74
H 20	23,740	2,084.51	15.21	19.25	2,118.97	244.54
H 21	23,366	1,066.82	8.79	3.51	1,079.12	126.53
H 22	23,032	666.13	7.42	2.89	676.44	80.46
H 23	22,672	996.18	5.79	4.69	1,006.66	121.31

図－6



表— 1 4 役場関係施設ごみ量の推移 (単位 : kg)

年度	施設等	可燃ごみ	資源物			草木等	合計
			紙類 廃棄文書等	(紙類以外)			
平成20年度	役場本庁舎	4,938	9,380	6,490	20	2,116	16,454
	給食センター	30,309	3,952		669		34,930
	小中学校	15,796				4,945	20,741
	公園・道路等	95				157,840	157,935
	合計	51,138	13,332	6,490	689	164,901	230,060
平成21年度	役場本庁舎	5,164	22,630	10,870		2,213	30,007
	給食センター	27,173	3,205		575	3,730	34,683
	小中学校	15,764					15,764
	公園・道路等					213,750	213,750
	合計	48,101	25,835	10,870	575	219,693	294,204
平成22年度	役場本庁舎	5,499	25,100	11,780		2,356	32,955
	給食センター	25,862	4,910		531		31,303
	小中学校	17,238			20	1,825	19,083
	公園・道路等					623,000	623,000
	合計	48,599	30,010	11,780	551	627,181	706,341
平成23年度	役場本庁舎	6,026	20,770	11,340		2,583	29,379
	給食センター	24,479	4,590		460	0	29,529
	小中学校	17,780				1,455	19,235
	公園・道路等					90,055	90,055
	合計	48,285	25,360	11,340	460	94,093	168,198
平成24年度	役場本庁舎	6,599	17,270	9,970		2,827	26,696
	給食センター () 内は、給食残飯量	21,279 (17,247)	3,230		875	0	25,384
	小中学校	18,000				650	18,650
	公園・道路等					353,750	353,750
	合計	45,878	20,500	9,970	875	357,227	424,480

* 公園や街路樹から発生する草木による排出量が全体の約 8 割を占める。

* 給食センターの給食に伴う残飯が可燃ごみ排出量の約 4 割を占める。

* 現在のゴミ減量化の取組み

①公園・道路からの草木について、堆肥及びチップ化による再資源化

②給食センターからの残飯は、ざる等で水分を切り、給食残渣は、動物飼育事業者等へ引き渡す。

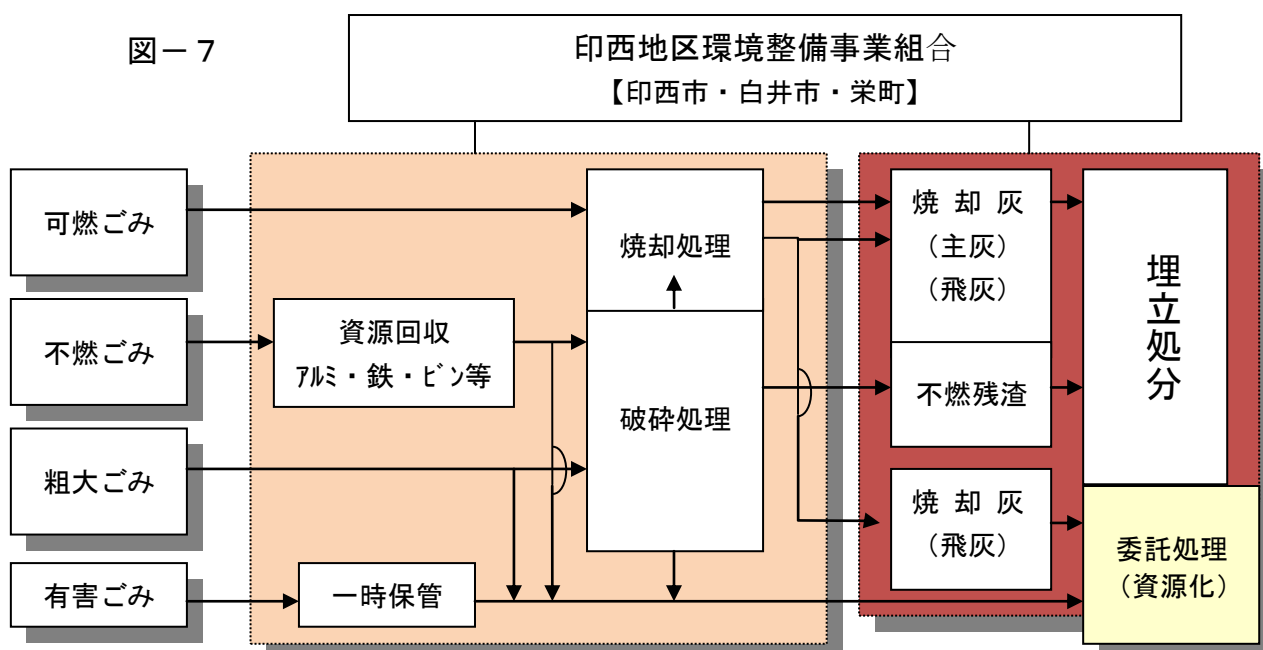
(3) 中間処理・最終処分状況

ア 中間処理状況

すでに、記載しているとおり、燃やすごみは、印西クリーンセンターの焼却処理施設、燃やさないごみ・粗大ごみは、印西クリーンセンターの粗大ごみ処理施設に搬入した後、中間処理を行っています。また、有害ごみは、印西クリーンセンターにて、一時保管した後、処理業者へ搬出しています。さらに、資源収集及び集団回収による資源物は、民間委託処理業者にて資源化されています。その概要をまとめると図－7のとおりです。

なお、印西クリーンセンターの概要は表－15（25ページ）のとおりです。また、当該施設は、焼却処理及び破碎処理を行っており、重複しますがその概要は図－7のとおりとなっています。

また、「事業組合」の現在の中間処理施設は、老朽化していることから新たな中間処理施設の建設が計画されているとともに、建設されるまでの間、現施設の延命化策が検討されています。



表－１５ 印西クリーンセンターの概要

焼却 処理 施設	名 称	印西クリーンセンター（１、２号炉）		印西クリーンセンター（３号炉）	
	所 在 地	千葉県印西市大塚一丁目１番地１			
	建 設 年 月	着工：昭和58年9月 竣工：昭和61年3月		着工：平成 8年9月 竣工：平成11年3月	
		『ダイオキシン対策工事』			
		着工：平成12年10月 竣工：昭和13年12月			
	敷 地 面 積	24,968㎡（粗大ごみ処理施設含む）			
	建 築 面 積	3,485㎡			
	延 床 面 積	6,695㎡			
	建 物 構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造			
	処 理 能 力	200t／24h（100t／24h×2基）		100t／24h	
形 式	日本鋼管フェルト式往復動階段火格子 全連続燃焼式焼却炉		日本鋼管式往復動水平火格子 全連続燃焼式焼却炉		
ガ ス 冷 却 方 式	廃熱ボイラ式				
設 計 施 工	日本鋼管株式会社（現JFE環境サービス株式会社）				
粗大ごみ 処理施設 （破碎・選別処理）	所 在 地	千葉県印西市大塚一丁目１番地１			
	建 設 年 月	着工：昭和59年7月 竣工：昭和61年3月			
	建 築 面 積	637㎡			
	延 床 面 積	1,034㎡			
	処 理 能 力	50t／5h			
	形 式	横型回転式破碎机			
	設 計 施 工	日本鋼管株式会社（現JFE環境サービス株式会社）			

イ 最終処分場の状況

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどは、図－７（２４ページ）のとおり、「事業組合」の印西クリーンセンターで中間処理された残渣等が、同じく「事業組合」の「一般廃棄物最終処分場」において、埋立処分されています。

なお、一般廃棄物最終処分場の概要は表－１６のとおりとなっています。

表－１６ 最終処分場の概要

名 称	印西地区一般廃棄物最終処分場
所 在 地	千葉県印西市岩戸３６３０
建 設 年 月	着工：平成 ８年９月 竣工：平成１１年２月
開 発 面 積	１０．５２ha
処 分 面 積	７．６１ha
埋 立 面 積	５．３９ha
埋 立 容 量	４０２，２００ｍ³
埋 立 可 能 容 量	２５０，０００ｍ³
埋 立 方 法	山間埋立・セル方式

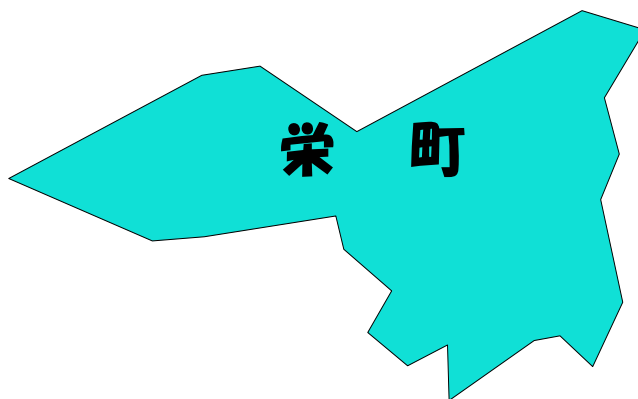
* 平成２４年度末で最終処分場の埋立率は、３６．８％。

(4) ごみ減量化施策の現況

ア 栄町におけるごみ減量化施策について

資源物への分別への働きかけや、資源物の集団回収の推進をはじめ、各家庭の協力や廃棄物減量等推進員によるごみの減量化、さらに事業者には減量目標などをお願いしての減量化など、数多くの手段でそしてあらゆる機会にごみの減量化を推進してきたところです。

そこで、ごみ減量化啓発事業、家庭可燃ごみ減量化事業、資源集団回収拡大事業、事業系ごみ減量化推進事業などに区分して表－１７（２７ページ）のとおりまとめました。



表－１７

ごみ減量化施策実施状況

1 ごみ減量化啓発事業																					
A 廃棄物減量等推進員によるごみ減量化啓発	1. 地域におけるごみ減量とリサイクル推進の啓発活動 50名 ○新聞・雑誌・段ボール等の古紙や缶等の資源物回収運動の促進を図る。 ○各地域でごみの減量化に対する助言を行います。																				
B 町広報によるごみ減量化啓発	1. 広報さかえにより毎月ごみ減量化等の記事を掲載し啓発しています。																				
C 出前講座・ごみの分別講習会	1. 各地区に職員及び廃棄物減量等推進員が出向きごみの減量化及びごみの適正排出に関する講座を開き住民に啓発を行っています。また、町イベント等においてごみの分別講習会を開催しています。																				
<table><tr><td>年 度</td><td>平成22年度</td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>5回</td><td>4回</td><td>5回</td></tr></table>		年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	開催回数	5回	4回	5回												
年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
開催回数	5回	4回	5回																		
2 家庭可燃ごみ減量化事業																					
A 生ごみ処理機器の購入助成	1. 生ごみの減量化を図るために生ごみ処理機器の普及に努めています。 ○生ごみ処理機器の助成 購入費の1/2(上限25,000円) <table><tr><td>年度</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>合計</td></tr><tr><td>台数</td><td>19</td><td>15</td><td>20</td><td>15</td><td>13</td><td>3</td><td>9</td><td>11</td><td>105</td></tr></table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計	台数	19	15	20	15	13	3	9	11	105
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計												
台数	19	15	20	15	13	3	9	11	105												
B ごみ集積所新設・修繕補助金	1. ごみ減量・リサイクルの住民活動の一助とするため、ごみ集積所の新設・修繕・更新に対する補助金を交付しています。 ○ごみ集積所設置助成金 修繕費等の1/2(上限40,000円)																				
3 資源集団回収拡大事業																					
A 資源回収運動奨励金交付金	1. 各地区の自治会・区・老人クラブ・子供会・小中PTA・幼稚園に資源回収運動奨励金を交付して資源化の推進を図っています。 ○団体3円/kg 事業者4円/kg <table><tr><td>年 度</td><td>平成22年度</td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>実施団体数</td><td>34団体</td><td>32団体</td><td>32団体</td></tr></table>	年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	実施団体数	34団体	32団体	32団体												
年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
実施団体数	34団体	32団体	32団体																		
4 事業系ごみ減量化推進事業																					
A 事業系一般廃棄物減量計画書の活用	1. 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者が提出する減量計画書を分析し、減量計画書に基づく減量化に関する各事業者への助言・指導を行い事業ごみの減量化を推進しています。																				

イ 「事業組合」におけるごみ減量化施策について

「事業組合」の印西地区ごみ処理基本計画においても、排出抑制・資源化計画として、ごみ減量化施策が掲げられており、栄町のごみ減量化施策もこれら施策を取り入れながら推進しているところです。

なお、「事業組合」における主なごみ減量化施策は表－１８のとおりとなっており、ごみ減量アドバイザーとして、栄町住民の４名の方が６月１日現在登録しています。

表－１８ 「事業組合」主な減量化施策		印西地区 ごみ減量化・資源化の行動計画 ２５年４月より
１ 協働体制の確立のための施策		
(１) 住民・事業者との情報共有の推進		
(２) 住民・事業者・行政の相互連携の推進		
(３) 住民・事業者の各種活動の支援		
①表彰制度の創設		

２ 発生・排出抑制のための施策 【家庭での取り組み】
(１) ライフスタイル転換促進事業
①情報提供の充実
②分別マニュアルの作成・配布
③啓発ＤＶＤの貸出
④施設見学会の開催
⑤集積所組成分析調査の実施
⑥市町イベントへの参加
⑦学校教育への協力
⑧生涯学習への協力
⑨グリーンセンター祭の開催
(２) マイバッグ運動推進事業
①ノーレジ袋デーの制定
②エコライフモニターの認定（マイバッグの使用）
(３) 生ごみ減量・資源化事業
①生ごみ処理容器等購入補助金の交付
②販売店へ補助制度の周知（生ごみ処理機等）
③エコライフモニターの認定（生ごみ水切りの実践）

④生ごみ処理容器等使用講習会の開催
(4) 資源化推進事業
①雑がみ類の分別の徹底
②プラスチック製容器包装類の分別の徹底
(5) ごみ有料化検討事業
(6) 使用済小型電子機器等の回収の検討事業
①使用済小型電子機器のリサイクル促進
【事業所での取り組み】
(1) エコショップ等推進事業
①エコショップ等推奨店の認定
(2) 事業系ごみ減量・資源化事業
①事業者責任の徹底
②事業系指定ごみ袋の導入検討
③事業系受入基準の見直し
④ごみ処理料金の徴収方法の調査・研究
⑤事業所内研修への協力
⑥展開検査の強化
⑦事業系ごみの組成分析
⑧処理ルート of 提案

3 再利用のための施策	【家庭での取り組み】
(1) 不用品再利用促進事業	
①不用品情報交換コーナーの設置	
②組合及び組合構成市町の不用品情報交換コーナー情報の共有化	
③フリーマーケットの開催	
④フリーマーケット情報の共有化（組合構成市町）	
⑤再利用可能品の活用	
【事業所での取り組み】	
(1) 事業系ごみ減量・資源化事業	
①不用品情報交換コーナーの設置	

4 再生利用のための施策	【家庭での取り組み】
(1) 資源回収運動推進事業	
①奨励金の交付（資源回収団体）	
②活動状況の紹介（資源回収団体）	

(2) プラスチック製品資源化事業
①資源化の実施
(3) 剪定枝資源化事業
①資源化の実施
(4) 廃食油資源化事業
①家庭から排出される廃食油の資源化
【事業所での取り組み】
(1) 剪定枝資源化事業
①資源化の実施

5 その他
(1) 印西クリーンセンター有価物資源化事業
①鉄・アルミの資源化の実施
②ガラス類の資源化の実施
③印西クリーンセンターで発生した焼却残渣の全ての資源化について、検討します。
④飛灰の資源化の実施



3 ごみ減量化に当たっての課題

近年、一人当たりごみ量が減少しない、すなわち横ばいの状況が続いています。この主な課題としては、次のようなことが考えられます。

本計画では、これら課題に対する減量化施策例を検討していきます。

(1) 家庭系ごみについて

ア 生ごみの重さが家庭系ごみの重量を多くしている。[表－１９（３２ページ）]

イ 家庭における除草の際の草や、剪定時の枝や葉の排出が家庭系ごみの重量を多くしている

ウ 分別収集が不十分と言える。

(ア) 集団回収の回収量が減少している。

(イ) 可燃ごみの中に雑紙が混入している。(表－１９)

(ウ) 可燃ごみの中に容器包装プラスチックが混入している。(表－１９)

(エ) 可燃ごみの中に白色トレイ・布類が混入している。(表－１９)

(オ) 鉄製品の分別回収が進んでいないので、不燃ごみや粗大ごみの重量が多くなっている。[表－２０（３３ページ）]

エ 事業系ごみの一部が家庭系ごみで排出している可能性がある。

表－１９ 栄町組成分析結果表（Ｈ１９年度からＨ２３年度）

（重さでの比較）

（単位：ｋｇ）

年度	燃やすごみ （資源とはならないごみ）					資源物 （分別が正しければ資源となるごみ）						燃やさないごみ	有害ごみ等	合計
	紙類	プラ類	厨芥類	布類	落葉等	プラスチック	ペットボトル	布類	白色トレー	牛乳パック	雑紙等	金属類 （玩具等）	乾電池等	
H19	54.70	13.17	166.41	8.08	9.57	30.94	1.65	1.35	0.46	2.10	33.50	5.27	0.83	328.03
H20	46.33	6.50	170.95	7.79	13.74	25.53	1.05	3.37	1.82	2.51	39.99	4.34	0.20	324.12
H21	49.28	7.40	144.24	4.15	2.13	33.26	0.99	1.63	0.68	2.68	36.98	2.35	0.11	285.88
H22	28.88	16.14	119.64	15.05	3.13	31.43	0.76	0.68	0.64	4.50	43.40	2.15	0.06	266.46
H23	71.15	25.60	111.84	6.24	4.69	16.25	2.13	6.22	0.96	2.67	31.76	0.73	0.05	280.29

（割合での比較）

（単位：％）

年度	燃やすごみ （資源とはならないごみ）					資源物 （分別が正しければ資源となるごみ）						燃やさないごみ	有害ごみ等	合計
	紙類	プラ類	厨芥類	布類	落葉等	プラスチック	ペットボトル	布類	白色トレー	牛乳パック	雑紙等	金属類 （玩具等）	乾電池等	
H19	16.7	4.0	50.7	2.5	2.9	9.4	0.5	0.4	0.2	0.6	10.2	1.6	0.3	100
H20	14.3	2.0	52.7	2.4	4.3	7.9	0.3	1.0	0.6	0.8	12.3	1.3	0.1	100
H21	17.2	2.6	50.5	1.5	0.7	11.6	0.3	0.7	0.2	0.9	12.9	0.9	0.0	100
H22	10.8	6.1	44.9	5.6	1.2	11.8	0.3	0.3	0.2	1.7	16.3	0.8	0.0	100
H23	25.4	9.1	39.9	2.2	1.7	5.7	0.8	2.2	0.3	1.0	11.3	0.3	0.1	100



表－２０

家庭系不燃ごみ組成分析調査結果（平成 25 年 4 月調査）

調査地区	集積所の場所	ごみ重量（上） 金属重量（中） 混入割合（下）		家庭系不燃ごみの内容物
戸建住宅地域 （安食台・ 竜角寺台）	安食台地区 （15 世帯対応集積所）	総重量（k g）	6.00	ビン・瀬戸物・ナベ ・スプレー缶
		金属重量（k g）	3.00	ナベ・スプレー缶
		金属混入割合（％）	50.00	
	竜角寺台地区 （24 世帯対応集積所）	総重量（k g）	9.00	ビン・バッグ・鉄くず ・缶 ・ゲームコントローラー
		金属重量（k g）	3.50	鉄くず・缶
		金属混入割合（％）	38.88	
既存集落地域 （麻生・押付）	麻生地区 （21 世帯対応集積所）	総重量（k g）	9.00	瀬戸物・ビン・時計 ・ガラス・ライター ・廃プラ・鉄くず ・スプレー缶
		金属重量（k g）	4.00	時計（金属製）・鉄くず ・スプレー缶
		金属混入割合（％）	44.44	
	押付地区 （21 世帯対応地区）	総重量（k g）	20.00	瀬戸物・ビン・ヤカン ・フライパン・スプレー缶
		金属重量（k g）	7.50	ヤカン・フライパン ・スプレー缶
		金属混入割合（％）	37.50	
集合住宅地域 （安食 2 丁目・ 下町）	安食 （22 世帯対応集積所） 安食 2 丁目 （8 世帯対応集積所）	総重量（k g）	0.90	カップ・ビン・瀬戸物 ・スプレー缶
		金属重量（k g）	0.30	スプレー缶
		金属混入割合（％）	33.33	
合 計		総重量（k g）	44.90	
		金属重量（k g）	18.30	
		金属混入割合（％）	40.75	

(2) 事業系ごみについて

ア 町役場

- (ア) 町役場関係施設について、ごみの減量化が不十分である。
- (イ) 町役場関係施設について、収集日が同一であるため、施設毎の排出量が正確に把握されていない。
- (ウ) 町役場関係施設について、ごみの分別や再資源化が不十分である。
- (エ) 町役場関係から出る資源を含むごみの8割以上が道路、公園などから出る草木からのもので減量化を進める余地がある。
- (オ) 小中学校や給食センターにおけるごみの減量化、すなわち食品残渣や食べ残しなど減量化を進める余地がある。

イ 事業者

- (ア) 家庭系で排出している可能性のある事業者に対する適正排出依頼が十分なされていない
- (イ) 事業系一般廃棄物の「**減量計画書**」を「**事業用建築物 ※1**」の所有者または管理者に提出してもらっているが、町として、十分に活用されていない。

※1 事業用建築物

- ・事業の用に供する建築物で同一敷地内の建築物の延べ面積（住居の用に供する部分を除く）の合計が500平方メートル以上の建築物（事業系一般廃棄物の発生量が1日平均10キログラム未満の事業用建築物を除く）

(3) 全体的取り組みについて

ア 町民へのごみ減量化啓発が不足している。

イ 町におけるごみの分別等に関する施策が不十分である。

ウ 廃棄物減量等推進員に対して、行政における動機付けが不足している。

エ 学校教育において、ごみ減量化教育が不足している。



4 ごみ減量化施策と目標設定

(1) ごみ減量化推進計画策定に対する基本的な考え方

ごみの減量化は、ごみ処理の効率化ばかりか、ごみは資源としての価値を有するもので、今後の町の財政負担の軽減、地域環境・地球環境の保全、協働社会の推進など多方面の効果が生じる施策であり、本計画では、小さなことから出発し、システム化へ結び付けていくことを目指しています。

そのためには、まず、ごみ減量化についてできる手段を考え、施策項目ごとに整理し、財政面も考慮のうえ施策例を検討しています。施策項目や施策例の検討に当たっては、議会はもとより、町民の方々への意見募集など今後、協力をいただける方々の御意見も参考にしました。

また、施策項目ごとに施策例を提示しますが、その項目ごとに削減効果をできる限り数量化目標として掲げ、結果と目標を対比させながら、更なるごみ減量化施策に取り組んでいきます。

なお、平成35年のごみ減量化目標として、一人当たりごみ減量化率を示していますが、この数字は平成35年までに達成する目標数字であり、達成方法としては施策例を逐次評価の上、新たな施策例を検討するなど、施策例については目標数値が達成できるよう毎年度見直しをしていきます。また、必要となる財政負担も明示していきます。このように、具体的数値目標を内容とした、ごみ減量化推進計画を策定しました。

(2) 目標設定に当たっての考え方

ごみ処理量はできるだけ少なくするということを基本に、将来の一人当たりごみ量を推計しています。そして、人口についても、栄町においては、定住・移住施策を今後積極的に実施し、人口増加を図っていくこととしていますが、我が国全体が人口減少期にあることから、総合計画等の目標人口ではなく、過大にならない安全な人口推計を基にしています。

そのため、栄町第4次総合計画の目標人口より下回ることになります。

なお、人口などが想定を上回る場合は、安定的なごみ処理が可能になるように、一層のごみ減量化施策の実施や、一部外部委託処理等、その時の状況に応じて、あらゆる手段を実施し適切に対応していきます。

(3) 家庭系ごみの減量化目標と施策展開

家庭系ごみの減量化目標については、平成35年を目標年度として、人口と一人当たりごみ重量（資源物を除く）を示し平成23年度の町全体の家庭系ごみ排出量と比較しました。

○平成35年度の目標値

目標の項目	目標値又は推計値	目標値の考え方
人口見込	18,193人 (平成35年度推計値)	将来のごみ処理量の推計数値が過大にならないよう「町総合計画」から最少で推計・平成23年度末人口の約20%減
一人当たり家庭系ごみ排出量／日	470g (平成35年度目標値)	平成23年度排出量(552.44g／人・日 ※1)の約15%減
家庭系ごみ総排出量	3,121t／年 (平成35年度目標値)	平成23年度排出量(4,584t／年 ※2)の約32%減

※1 平成23年度排出量(19ページ表-10より)

※2 平成23年度排出量は、家庭ごみ排出量合計から資源物を除く。(19ページ表-10より)

○平成40年度参考指標

目標の項目	目標値又は推計値	目標値の考え方
人口見込	16,408人 (推計値)	平成23年度末人口の約28%減
一人当たり家庭系ごみ排出量	460g (目標値)	平成23年度排出量552.44g／人・日の約17%減
家庭系ごみ排出総量	2,755t／年 (目標値)	平成23年度排出量4,584t／年の約40%減 ※3

※3 減少率は、平成35年度目標値に平成40年度目標値を加算。(39ページより)

以上の目標を達成するため、次の施策項目に関する施策を展開します。

なお、総体的施策については、減量効果が数量的に予測できないものが多いので、減量目標は、あくまでも数量的に想定できる具体的な施策項目の積み上げにより目標を数値化しています。ただし、実際の施策を展開していく過程で、数量的変化が生じるので、減量目標達成のためには、毎年

度他の施策を追加して対応する必要が生じることとなります。

なお、小型家電リサイクル法に基づく分別・再資源化についても「事業組合」と調整を図っていきます。

(参考例) 各施策項目によるごみ減量化目標～ごみ排出量に対する減少率目標

施策項目	35年度目標値	40年度目標値(参考)
① 集団資源回収の強化	0.9%減少	0.9%減少
② 生ごみの減量化の推進	3.4%減少	5.1%減少
③ 剪定時の枝や葉、除草時の草等の減量化の推進	3.1%減少	3.1%減少
④ 紙類の資源紙への分別の推進	3.4%減少	3.4%減少
⑤ 資源容器プラスチックの資源への分別の推進	2.4%減少	2.4%減少
⑥ 白色トレイの資源への分別の推進	0.1%減少	0.1%減少
⑦ 布類の資源への分別の推進	0.2%減少	0.2%減少
⑧ 金属製品の資源への分別の推進	0.9%減少	0.9%減少
⑨ 家庭系ごみに混在する事業系ごみの適正排出の推進	0.6%減少	0.9%減少
ごみ減少率合計	15%	17%

※ ②の40年度目標値は、36～40年度において、生ごみ処理機の台数が毎年度100台増加することを見込んでいる。

⑨の40年度目標値は、36～40年度において、20事業者分が事業系ごみとして適正排出されることを見込んでいる。

ア 総体的施策

(ア) 町民への啓発活動等

主な施策例	
a	ごみ減量化(分別等)に係る啓発(自治会の協力等も得る)を拡充する。
b	ごみ減量化コンクールを開催する。
c	レジ袋、割り箸、過剰包装等、購入者が自ら断る宣言を促進する。(マイバック・マイ箸運動を推進する。)
d	「譲りたい・差上げたい物」と「求めたい物」の情報提供を行い粗大ごみの減量化を進める。
e	分別後の資源がどのように生かされているのか、どのように製品に生まれ変わっているのかを紹介(商品紹介や販売など)する。
f	エコショップ(マイバックの普及促進協力店・「牛乳パック」や「白色トレイ」などの店頭回収を行っている店舗)に関する広報の推進

(イ) 学校教育

主な施策例	
a	小中学校の授業の中にごみ減量化に関する学習を取り入れて、家庭での実践も行ってもらう。
b	「元気さかえ食育推進プラン」による生ごみ減量化を推進する。

(ウ) 廃棄物減量等推進員の活動の活発化

主な施策例	
a	廃棄物減量等推進員との情報交換機会を増加させる。
b	地区ごとに組成分析をし、廃棄物減量等推進員との定期的な情報交換を行いつつ周知・協力を仰ぐ。
c	廃棄物減量等推進員を通じてモデル地域の表彰を行い、減量実施事例内容を町広報誌等に掲載する。

イ 個別的施策

(ア) 集団資源回収の強化

主な施策例

a 参加地区や参加団体を増加させる施策を検討する。

b 資源回収量増加のため、資源物集団回収の助成金の見直しを検討する。

500g（平成23年度1人1日当たり可燃ごみの排出量 18ページより）×
0.031（混入割合＝新聞紙・チラシ・2%＋雑誌・書籍1.1%）×30%（集
団回収で混入割合をなくす目標）＝4.7g減少

552g（平成23年度1人1日当たりごみ排出量（資源物を除く）に対し⇒
0.9%減少（平成35年度目標値 39ページ）

※ 新聞紙・チラシ・雑誌・書籍混入割合は、杉並区調査から（栄町可燃ごみ
組成分析調査では、雑紙等となっているため。）

(イ) 生ごみの減量化の推進

主な施策例

a 生ごみの水切りを徹底する。

b 電気式生ごみ減量器の普及

(a) 今後毎年平均100台の導入を図ることを目標とする。（但し、拠点施
設設置分や次のc及びeの施策もカウントしての目標とする）

(b) 補助額25,000円の増額や、補助率1/2も検討し、より利用しや
すい補助金とする。また、新規転入世帯に当該機器を無料で貸し出すこ
となども検討する。さらに、生ごみ処理機を拠点施設に設置することも
検討する。（例えば、旧地域活動支援センター跡地）

(c) 年度ごとに重点戸建地区（安食台・竜角寺台・酒直台・南ヶ丘地区）を
決めて、自治会、廃棄物減量等推進員、ごみ減量化ボランティアと町が
協働してごみ減量器のメリット、必要性をローラー作戦で啓発する。

c EM菌を利用した堆肥化容器の助成制度を復活する。

d 生ごみ処理機で処理した残渣を指定場所に搬入した場合に、ごみ袋などに

交換し、蓄積した残渣堆肥の公共活用についても検討する。
e 生ごみを堆肥化する運動として生ごみを集め、集めた生ごみ等を業者が堆肥化し、花卉土壌や農園などで活用することを進める。

$500\text{ g} \times 0.4$ （生ごみ割合） $\times 0.8$ 減少化率 $\times 1,000/8,600$
（世帯割） $= 18.6\text{ g}$ 減少

552 g に対して $\Rightarrow 3.4\%$ 減少

*生ごみ割合は平成23年度栄町可燃ごみ組成分析調査から

（ウ） 家庭の庭等の剪定時の枝や葉、除草時の草などの減量化の推進

主な施策例
a 例えば、役場や公園等の町指定集積所へ曜日を決めて各家庭が搬入し、その後民間事業者による堆肥化などを進める。
b 除草時の草などは、乾燥等による減量化に関する啓発を推進する。
c 家庭剪定枝については、回収方法に課題があるもののチップ化したうえで例えば、岩屋古墳周辺や町内住民に無料で提供することを進める。
d 破砕粉砕機・ガーデンシュレッダーの普及啓発として購入補助制度の創設や貸出制度の創設について、検討する。

$500\text{ g} \times$ 実施率 0.085 （10月で年平均と仮定） $\times 0.4$ （参加世帯率
 $0.5 \times$ 実施率 0.8 として仮定） $= 17.0\text{ g}$ 減少

552 g に対して $\Rightarrow 3.1\%$ 減少

※ 可燃ごみ中の草等の割合は、杉並区の10月調査から（栄町可燃ごみ組成分析調査が2月のため）

（エ） 紙類・容器包装プラスチック・白色トレイや布類の分別の推進

主な施策例
a 雑誌・雑紙・容器包装プラスチック・白色トレイや布類などの資源ごみの分別を経済的動機付けにより推進する方策を検討する。
b 紙類と容器包装プラスチック専用の2種類の資源袋を作成するなど分別の推進を図る。

c	紙類等はリサイクル可能な大切な資源であり雑誌や雑紙などを資源物で排出するようまた、容器包装プラスチック類をよく洗い資源物で排出するよう分別講習会を開催するなど啓発を充実する。
d	単身者や高齢者世帯が資源ごみとして出せるように例えば、集積所にリサイクルボックス（専用回収袋）を設置するなど回収方法を検討する。
e	新聞や雑誌類は、新聞店の回収に該当することから、新聞店の回収を紹介する。

・資源紙

$500\text{ g} \times 0.092$ （資源紙混入割合） $\times 0.4$ （参加世帯0.5実施率0.8として仮定） $= 18.4\text{ g}$ 減少

552 g に対して $\Rightarrow 3.4\%$ 減少

・資源プラスチック

$500\text{ g} \times 0.065$ （資源プラスチック混入割合） $\times 0.4$ （参加世帯0.5 * 実施率0.8として仮定） $= 13.0\text{ g}$ 減少

552 g に対して $\Rightarrow 2.4\%$ 減少

・白色トレイ

$500\text{ g} \times 0.003$ （白色トレイ混入割合） $\times 0.4$ （参加世帯0.5 $\times$ 実施率0.8として仮定） $= 0.6\text{ g}$ 減少

552 g に対して $\Rightarrow 0.1\%$ 減少

・布類

$500\text{ g} \times 0.006$ （布類混入割合） $\times 0.4$ （参加世帯0.5 $\times$ 実施率0.8として仮定） $= 1.2\text{ g}$ 減少

552 g に対して $\Rightarrow 0.2\%$ 減少

* 資源紙・資源プラスチック・白色トレイ・布類の混入割合は平成23年度栄

町可燃ごみ組成分析調査から（但し、資源紙からは、集団資源回収の強化に関する混入割合は除いてある。）

（オ） 金属製品の分別の推進

主な施策例

- a 資源物集団回収における回収品目の拡大（鉄製品・自転車・ファンヒーター等）を図る。

不燃ごみ 31g（平成23年度1人1日当たり排出量）×0.4（金属類混入割合）×0.4（参加割合0.5×実施率0.8として仮定）＝5.0g 減少
552g に対して⇒0.9%減少

* 金属製品の混入割合は、平成25年度栄町不燃ごみ組成分析調査から

（キ） 家庭系ごみに混在する事業系ごみの適正排出の推進

主な施策例

- a 本来なら、事業系ごみなのに家庭系ごみで搬出している事業者に対し、事業系ごみへの移行促進を行う。

116事業所で1,006,660kg／366日／116＝1事業者1日当たり
23.71kg

しかし、小規模事業者は2,000kg程度／365日＝1事業者1日当たり
5.5kg

15事業者が協力すると5.5kg×15＝82.5kg／日人口一人当たり
に換算すると82,500g／22,672人＝3.6g 減少

552g に対し⇒0.6%減少

※ 116事業所並びに小規模事業者のごみ重量は、「事業組合」から報告される一般廃棄物搬入量から

(4) 事業系ごみの減量化目標と施策展開

ア 町役場における取組

(ア) 役場本庁舎

○平成35年度の目標値

目標項目	24年度支出額	目標値又は推計値	目標の考え方
可燃ごみの減量化	237,564円 6,599kg ※1×36円 ※2	1,320kgの減量 (効果額47,520円)	24年度排出量(6,599kg)の20%減
草木の排出削減	101,772円 2,827kg ※3×36円 (堆肥化する場合には11円/kg)	すべて堆肥及びチップ化する。 (効果額70,675円)	可燃ごみで排出しない
資源物(段ボール、雑誌を除く紙類)の減量化	4,835,450円 9,970kg ※4×485円 ※5)	499kgの減量 (効果額242,015円)	24年度排出量(9,970kg)の5%減

※1 役場庁舎からの可燃ごみの排出量(23ページ表-14より)

※2 平成24年度処理単価実績(処理費25円/kg 運搬費用11円/kg)

※3 草木は、役場本庁舎の敷地からの排出量。(23ページ表-14より)

(排出量の割合が多い公園・道路等からの草木は堆肥及びチップ化しているため、除外。)

※4 資源物は、小中学校及び役場関係施設の総排出量。(23ページ表-14より)

※5 単価485円は、処分費の他、用紙代等が含まれる。

○平成40年度参考指標

目標項目	24年度支出額	目標値又は推計値	目標の考え方
可燃ごみの減量化	237,564円 (6,599kg×36円)	1,650kgの減量 (効果額59,400円)	24年度排出量(6,599kg)の25%減
草木の排出削減	101,772円 (2,827kg×36円) (堆肥化する場合には11円/kg)	すべて堆肥及びチップ化 する。 (効果額70,675円)	可燃ごみで排出しない
資源物(段ボール、雑誌を除く紙類)の減量化	4,835,450円 (9,970kg×485円)	997kgの減量 (効果額483,545円)	24年度排出量(9,970kg)の10%減

主な施策例

a	可燃ごみについては、ごみと資源とに分別を徹底する
b	紙の使用管理による使用抑制の目標管理を行う
c	草木については、可燃ごみとの分別を図り、堆肥及びチップ化する。
d	文書管理の見直し～電子媒体等の管理文書と紙面管理文書の再区分化による紙管理文書の削減及びメール受信文書保存方法の弾力化を行う
e	事務室内での分別以外のごみ箱を撤去する
f	可燃ごみについては、搬出時に各施設で計量する

(イ) 小中学校

○平成35年度の目標値

目標項目	24年度支出額	目標値又は推計値	目標の考え方
可燃ごみの減量化	671,400円 (18,650kg×36円)	3,730kgの減量 (効果額134,280円)	24年度排出量(18,650kg)の20%減

○平成40年度参考指標

目標項目	24年度支出額	目標値又は推計値	目標の考え方
可燃ごみの減量化	671,400円 (18,650kg×36円)	4,662kgの減量 (効果額167,832円)	24年度排出量(18,650kg)の25%減

主な施策例

a	可燃ごみについては、ごみと資源とに分別を徹底する
b	生ごみについては、生ごみ処理機を導入して排出量を抑制する
c	枯葉等については、敷地内でたい肥化し、花壇等への活用を推進する
d	児童生徒による環境委員等を設置し、排出量の計測や内容確認等を行うとともに、学校間での比較や模範となる取り組み事例の表彰などにより、ごみ排出量の削減及び環境意識の高揚を図る

(ウ) 給食センター

○平成35年度の目標値

目標項目	24年度支出額	目標値又は推計値	目標の考え方
可燃ごみの減量化	766,044円 (21,279kg×36円)	4,256kgの減量 (効果額153,216円)	24年度排出量(21,279kg)の20%減

○平成40年度参考指標

目標項目	24年度支出額	目標値又は推計値	目標の考え方
可燃ごみの減量化	766,044円 (21,279kg×36円)	5,320kgの減量 (効果額191,520円)	24年度排出量(21,279kg)の25%減

主な施策例

- a 食育や給食指導により、児童・生徒等摂取割合を80%から85%に向上させることにより、給食残飯によるごみ排出量を削減する
- b 食品残渣について、事業者と協議して堆肥化を推進する
- c 生ごみ処理機を導入して排出量を抑制し、堆肥化を推進する

イ 事業者

主な施策例

- (ア) 事業系一般廃棄物の「減量計画書」などを活用して、事業者の分別・再利用など、町内のモデル的事業者の手法を公表し、他者への普及を促進する。
- (イ) 自らの事業所内に生ごみ処理機を設置し、ごみをたい肥化したり乾燥させて減量してもらうことを啓発する。
- (ウ) 事業者のごみに関する情報をもとに話し合いの場づくりを検討する。

(5) 家庭ごみ減量化に必要な財政負担額と効果による財政軽減額

家庭ごみ減量化を行うことによって想定される財政軽減額は表－２１（４９ページ）のとおりと考えています。このほか関連して減少する経費もあると思いますし、また、ごみ減量化は「事業組合」の次期中間処理施設の建設費等の軽減にもつながると考えますが、直接的にごみ量が減ればという視点からごみ量に係る経費を積算しました。

なお、表－２１の額は「１０年後に１５％減少」といった目標が達成できた時点、すなわち３５年度における財政軽減額です。

一方、この削減額に対し、この１０年間にどれだけ費用を投入する。すなわち１０年間でどの施策にどの程度、財政負担を行うかは、予算で計上していかなければならないので、現時点では示せませんが、表－２２（５０ページ）によって毎年度整理する必要があると考えています。そして、表－２１と表－２２を絶えず比較しながら長期的視点のもと削減額と財政負担を比較しながら施策を検討していくべきと考えています。

例えば、これは想定ですが、削減額については、毎年度同じ額で削減すると図－８（５１ページ）のとおり１０年間の削減額は約８１百万円となります。これに対しどのくらいの財政負担（図－８の例では１０年間で８１百万円以下）をして行くかは、今後どのような施策を具体的に実施していくかによりますが、常に削減効果と財政負担を比較しながら検討していきます。

表－21 ごみ減量化による財政軽減額見込 (35年度15%減少)

歳出項目	支 出 額	支 出 減 額
印西地区環境整備事業組合負担金 ※1	・116,136 千円	・116,136 千円 × 15%=17,420 千円
印西地区環境整備事業組合負担金 ※2	・16,258 千円	・16,258 千円 × 15%=2,438 千円
指定ごみ袋・専用シール購入費	・可大 406,800 枚 × 8.92=3,630,690 円 ・可中 368,700 枚 × 6.19=2,284,096 円 ・可小 77,700 枚 × 3.99= 310,023 円 ・不中 43,800 枚 × 6.93= 303,534 円 ・不小 19,800 枚 × 4.62= 91,476 円 ・粗大 3,000 シート × 25.3 円=76,125 円 合 計 6,695,000 円	・6,695 千円 × 15%=1,004 千円
指定ごみ袋・専用シール売却手数料	・可大 40,680 梱包 × 9 円=366,120 円 ・可中 36,870 梱包 × 9 円=331,830 円 ・可小 7,770 梱包 × 9 円= 69,930 円 ・不中 4,380 梱包 × 9 円= 39,420 円 ・不小 1,980 梱包 × 9 円= 17,820 円 ・粗大 3,000 シート × 9 円= 27,000 円 合 計 851,000 円	・851 千円 × 15%=127 千円
合 計	139,940 千円	20,989 千円
歳入項目	収 入 額	収 入 減 額
収集運搬手数料収入	・可大 406,800 枚 × 45 円=18,306,000 円 ・可中 368,700 枚 × 25 円= 9,217,500 円 ・可小 77,700 枚 × 15 円= 1,165,500 円 ・不中 43,800 枚 × 30 円= 1,314,000 円 ・不小 19,800 枚 × 15 円= 297,000 円 ・粗大 3,000 シート × 5 枚 × 100 円=1,500,000 円 合 計 31,800,000 円	・31,800 千円 × 15%=4,770 千円
差 引		16,219 千円

※1 家庭系のごみ処理に係る組合負担金のうち、栄町のごみ排出量で算出する負担金。

※2 最終処分場の維持管理費に係る組合負担金のうち、栄町のごみ排出量で算出する負担金。

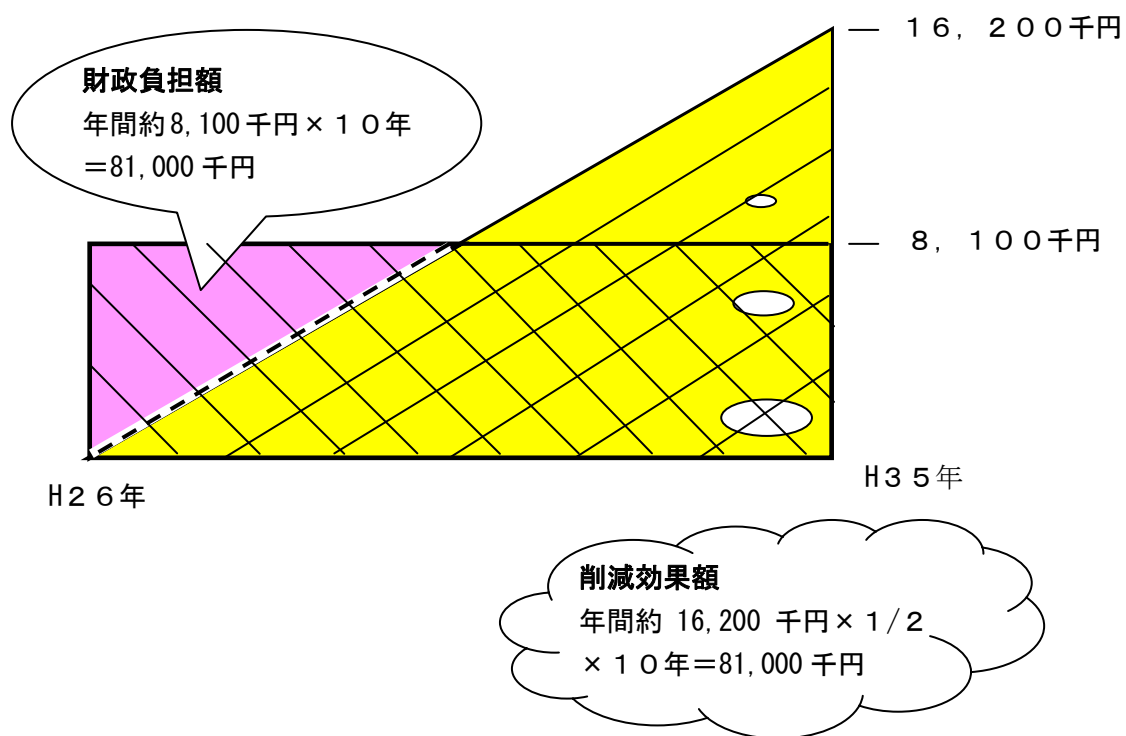
※ 支出額・収入額については、平成 25 年度予算額を参考にしています。

表－２２

ごみ量削減に必要となる財政負担額の分類

施策分類	負担額算出根拠	負担額（千円）
①資源集団回収の強化		
②生ごみ減量化の推進		
③剪定時の枝や葉、除草時の草等の減量化の推進		
④雑誌の資源紙への分別の推進		
⑤資源容器プラスチック資源への分別の推進		
⑥白色トレイの資源への分別の推進		
⑦布類の資源への分別の推進		
⑧金属製品の資源への分別の推進		
⑨家庭系ごみに混在する事業系ごみの適正排出の推進		
合 計		

図－8



(6) 今後の実施スケジュール

ごみの減量化の取り組みは、出来ることから実施していくことが必要です。

詳細な実施方法は、平成26年度から検討していくことにしますが、すぐにでも取り組める施策については、平成26年度から実施していくことにします。なお、実施スケジュールについては表—23のとおりです。

表—23 実施スケジュール		
年	月	内 容
25年	10月	平成26年度施策と予算案の検討
	12月	栄町廃棄物減量等推進審議会の開催
26年	2月頃	「事業組合」の印西地区ごみ処理基本計画との調整
	3月	栄町ごみ減量化推進計画の修正
	4月～	平成26年度施策の実施
	6月～	平成27年度施策の検討開始
	11月～	平成26年度施策の評価 平成27年度予算案の検討
	12月	栄町廃棄物減量等推進審議会の開催
27年	3月	栄町ごみ減量化推進計画の修正

※この後、毎年度施策の見直しを行い、計画を修正していきます。なおスケジュールも平成26年4月から平成27年3月とほぼ同様なスケジュールで毎年度実施していきます。

<参考>ごみ減量化推進計画策定に当たって参考にした資料

１．住宅形態別ごみ排出量（平成２２年度杉並区家庭ごみ排出状況調査より） （単位：千円）

住 宅 形 態	利用世帯数	利 用 数	可燃ごみ (g/人・日)	不燃ごみ (g/人・日)	ごみ計 (g/人・日)	対戸建て倍率
戸建て住宅	265	524	467.7	25.5	493.2	1.00
中規模集合住宅 (１～５階)	97	241	397.8	34.5	432.3	0.88
大規模集合住宅 (６階以上)	81	114	267.8	11.4	279.1	0.57
住宅商業混在住宅	62	126	854.0	36.5	890.5	1.81
単身者向け集合住宅	83	152	310.8	17.8	328.6	0.67
調査全体	588	1,157	454.9	26.1	481.1	0.98
区内全体	—	—	405.2	27.6	432.7	—
※大規模集合住宅には、専用ごみ保管場所等があることが条件 ※調査は、平成２２年１０月１５日～１０月３０日の間で実施 ※杉並区は、戸建て住宅が３２％、中規模集合住宅が５７％、大規模集合住宅が１２％との構成比となっている。但し、焼却炉増設費については、６３．１％。						

２．資源物の混入状況（平成２２年度杉並区家庭ごみ排出状況調査より） （単位：％）

住 宅 形 態	紙類						
		段ボール	資源紙 パック	その他	新聞紙 チラシ	雑誌・書籍	雑紙
戸建て住宅	11.1	0.6	0.5	2.4	2.0	2.0	3.4
中規模集合住宅 (１～５階)	9.9	0.6	0.6	2.7	2.0	0.8	3.2
大規模集合住宅 (６階以上)	9.3	0.1	0.3	2.3	2.2	0.3	4.1
住宅商業混在住宅	14.5	1.9	0.5	3.5	2.9	2.6	3.0
単身者向け 集合住宅	14.4	0.8	0.7	3.7	1.4	4.7	3.2
区内全体	10.2	0.5	0.5	2.6	2.0	1.1	3.4
住 宅 形 態	プラスチ ック類					その他 金属・ビン	合計
		包装袋・ラ ップ	レジ袋	汚れのある 包装	その他		
戸建て住宅	7.1	0.6	0.3	4.9	1.4	0.1	18.3
中規模集合住宅 (１～５階)	7.5	0.7	0.4	5.4	1.1	0.1	17.5
大規模集合住宅 (６階以上)	11.4	1.0	1.1	8.0	1.2	0.1	20.8
住宅商業混在住宅	6.7	0.6	0.3	4.2	1.7	0.1	21.3
単身者向け集合住宅	8.9	0.8	0.5	6	2	0.3	23.6
区内全体	7.9	0.7	0.5	5.6	1.1	0.1	18.2

3. 農林水産省平成22年度食品ロス統計調査

年齢構成	ロス量 (g/人・日)	うち過剰除去 (g)	直接破棄(g)	食べ残し(g)	ロス率(%)
29歳以下	27.4	14.7	5.3	7.5	3.3
30～39歳	31.1	16.1	4.9	10.1	3.0
40～49歳	32.8	16.5	5.9	10.4	3.2
50～59歳	47.5	27.5	7.0	13.0	3.9
60歳以上	56.9	33.5	11.9	11.5	4.2

※過剰除去とは、可食部分なのに破棄（大根皮厚むき等）

4. 川崎市2003年世帯一人一日当たり家庭ごみ排出量（普通ごみと資源ごみ）

戸建て住宅	g/一人一日
一人世帯	941
二人世帯	779
三人世帯	548
四人世帯	440

5. 単身者の食の外部化比率（総務省統計局「平成22年家計調査年報」より）

項 目	平 均	34歳以下	35～59歳	60歳以上	うち65歳以上
外 食 率 (%)	32	48.2	38.0	20.2	18.9
調理食品率 (%)	14	14.5	14.6	12.3	12.4
食の外部化率 (%)	45	62.7	52.6	32.5	31.3

【町のイメージキャラクター ドラム 龍 夢】



町民アンケートを行った結果、町に古くから伝わる龍伝説の龍が選ばれました。ドラムの名前には、龍（ドラゴン）の「ドラ」と夢の「ム」を合わせて、「ドラム」と名付けられました。『町民に夢や未来を与える』という意味がこめられています。（平成9年2月26日誕生）

栄町ごみ減量化推進計画

平成25年9月

発行・編集	栄町 環境課
住 所	〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
電 話	0476-33-7710
F A X	0476-95-4274
E-MAIL	kankyou@town.sakae.chiba.jp
U R L	http://www.town.sake.chiba.jp